

管工事入札参加登録業者の皆様へ

青森市企業局水道部発注の 配水管等布設工事に従事する配管技士の資格要件について（再通知）

皆様方には、日頃から本市の水道事業推進にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、当部では耐震管の適切な施工の観点等から、配管作業に従事する配管技士の資格要件について、特記仕様書で条件を付してきたところではありますが、**平成30年1月1日以降公告（指名競争入札においては指名通知）する工事において、下記のとおり配管技士の資格要件を変更することとしております。**

このことについては、水道部のホームページにおいても平成28年3月22日付けで掲載しているとおり、平成29年12月をもちまして、資格要件に係る経過措置が終了することとなっております。特に大口径（φ500mm以上）の資格取得については、講習会場が東京、名古屋のみとなっております。施工者への負担も想定されますが、技術者の資格取得、育成にご配慮くださるようお願いいたします。

記

◎平成30年1月1日以降の資格要件（予定）

- (1) 配管作業（継手接合を含む。）に従事する技術者（以下「配管技士」という。）は、受注者が恒常的に雇用する者（3ヵ月以上雇用する者）を1名以上配置するものとする。
- (2) **配管技士は、日本水道協会の配水管技能登録者であること。**
- (3) 配管作業中は、配管技士であることを識別できるものを着用しなければならない。

対 象 工 事	必 要 資 格
一般配管工事 (DIP (K・A形)、PP等の一般継手)	社団法人 日本水道協会 配水管技能登録者 (一般継手)
耐震管工事 (φ450mm 以下) (DIP (GX・NS形) 等の耐震継手)	社団法人 日本水道協会 配水管技能登録者 (耐震継手)
大口径管工事 (φ500mm 以上の耐震継手等) (DIP (NS・S・KF形) 等)	社団法人 日本水道協会 配水管技能登録者 (大口径)

※ 資格の確認には、登録証写しが必要になります。

※ 配水管技能登録者に関わる講習会等の詳細については、社団法人 日本水道協会のホームページで確認するか、同協会に問い合わせ願います。

社団法人 日本水道協会

〒102-0074 東京都千代田区九段南 4 丁目 8 番 9 号

TEL : 03-3264-2496 FAX : 03-3264-2237

ホームページ (<http://www.jwwa.or.jp/haikan/>)

問い合わせ：青森市企業局水道部整備課

TEL 777-4258 FAX 732-7210